

くらしの告知板

Life Information

南阿蘇村新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために取り組んだ、または取り組む事業者に対して補助金を交付します。

対象者

村内に店舗または事業所を有する事業者のうち、飲食サービス業、小売業、生活および学習関連サービス業で左記の補助金の交付決定を受けていない事業者

- ・熊本県観光拠点支援事業費補助事業
- ・国のコロナ型持続化補助金事業
- ・村のコロナ型持続化補助金事業

要件

令和2年4月1日以降に対象事業所が村内の店舗または事業所において講じた事業を継続するうえで必要な感染防止対策に要した経費

■交付額 10万円

■補助率 4分の3以内

詳細については、村のホームページをご覧ください。

問い合わせ

産業観光課

TEL(67)1112

各課の電話番号

市外局番0967

南阿蘇村代表
(67)1111

総務課 (67)1111

政策企画課 (67)2230

産業観光課 (67)1112

議会事務局 (67)1553

農政課 (67)2706

農業委員会事務局
(67)2707

住民福祉課 (67)2702

定住促進課 (67)2705

健康推進課 (67)2704

子育て支援課『みなっこ』
(67)2715

税務課 (67)2703

会計課 (67)2701

水・環境課 (67)3176
(65)8121

建設課 (67)3178

教育委員会事務局
(67)1602

南阿蘇村
ホームページ
<http://www.vill.minamiaso.lg.jp>



暮らしの便利帳を改訂します

南阿蘇村では、平成30年7月に発行した「南阿蘇村暮らしの便利帳」の内容を改訂して令和3年7月に発行する予定です。



村HP

便利帳の改訂は、村内の事業所のご協力による広告収入が製作費用となり、村と協定している株式会社サイネックスが広告の営業や編集、印刷、製本をおこないます。便利帳は村内全世帯に配布するほか、村へ転入された人などに配布されます。

今後、株式会社サイネックスの担当者が掲載広告を募るために、村内の各事業所を訪問しますので、ご理解ご協力をお願いします。

■掲載広告に関すること・申し込み

株式会社サイネックス熊本支店
TEL096(3)62(9)796

暮らしの便利帳の発行に関すること

TEL(67)1111

総務課 総務係

TEL(67)1111



森林の伐採は事前の届出が重要です

森林の立木を伐採する場合は、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市町村長に提出することが森林法で義務付けられています。

誤伐や盗伐などのトラブルを未然に防ぎ、伐採後の適切な更新がおこなわれるかどうかを確認するために必要ですので、必ず届出をおこなってください。

対象となる森林

地域森林計画の対象となっている森林
※登記上の地目が山林でない場合もあります。

届出をおこなう者
森林所有者や立木を買い受け

た者など

※立木を伐採する者(立木を買い受けた者)と伐採後の造林をおこなう者(主に森林所有者)が異なる場合は、連名で提出してください。

届出をおこなう時期

伐採を開始する日の30日から90日前まで

提出書類

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書(所定の様式)
- ・森林の所在を示す地図
- ・委託契約書の写しなど(森林所有者から委託を受けて伐採をする場合)

備考

伐採する森林が保安林や森林経営計画対象森林である場合は、別の手続きが必要となります。

提出先・問い合わせ

農政課 林務整備係
TEL(67)2706

谷人たちの美術館

2021年度参加者募集

村内在住の物づくりをされている作家さんやギャラリオーナー、手作りの技をお持ちの人

谷人たちの美術館に参加して村の魅力をお伝えと一緒にお知らせしていきます。

南阿蘇村の農産物、特産物を作られている村民の人、谷人たちの各参加会場で展示販売し、村自慢、腕自慢をしてみませんか(参加費無料)。詳しくはお問い合わせください。

展示期間(予定)

10月1日(金)から
10月14日(木)まで

参加費

5千円

※新規入会者は別途6千円が必要ですが(入会金3千円・ホームページ作成費3千円)。

応募締め切り

5月31日(月)

問い合わせ

谷人たちの美術館実行委員会
TEL080(6)409(7)003



谷人たちの美術館HP